パブリックコメントの実施結果について

- 1 パブリックコメントの実施概要および実施結果
 - (1) 案件名:社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号独自利用事務について
 - (2) 意見募集期間:平成27年12月7日(月)~平成27年12月20日(日)
 - (3) 意見提出者数:1人
 - (4) 意見総数:2件
- 2 意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	平成27年9月に制定された条例を閲覧できず、「青梅市個人情報保護条例」との関係性が不明で、意見募集が早すぎないか。	平成27年9月に制定された条例は、法律にもとづき法定事務の庁内での情報連携を規定したもので、ホームページで情報提供を行っています。 今回の意見募集は、法定事務以外の個人番号独自利用事務の選定に対する市の考え方を示したものであります。 また、個人番号を含む個人情報の保護については、特定個人情報保護条例を制定し広報で周知を行っています。
2	独自利用事務の選定基準に「公平・公正な社会の実現」が入っていないのはなぜか。	社会保障・税番号制度導入のメリットの1つとして、「公平・公正な社会の実現」が考えられています。 市では、このメリットを前提とした上で、申請時における添付書類の一部省略や法定事務との一体処理を可能とし、利便性の向上や事務の効率化が図られる事務を選定しています。